

ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に関する植物検疫実施細則（平成 21 年 10 月 20 日付け 21 消安第 6671 号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 植物防疫官による消毒及び検査の実施の確認 (1) 検査の実施の確認 <u>植物防疫官は、告示 5 の規定に基づく告示 3 の（１）の検査の実施の確認について、次により、原則として 1 年に 1 回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。</u> ア 生果実のこん包数の 5 パーセント以上が検査されたことを確認すること。 イ <u>検査の結果、検疫有害動植物、特にミバエ類がなかったことを確認すること。</u> ウ <u>検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。</u> (2) 消毒の実施の確認 <u>植物防疫官は、告示 5 の規定に基づく告示 4 の消毒の実施の確認について、次により、原則として 1 年に 1 回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。</u> ア 蒸熱処理施設において、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が一定の上昇率で摂氏 43 度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心部の温度が摂氏 46.5 度に達した後、その温度以上で 40 分間保持されたことを	2 植物防疫官による消毒及び検査の実施の確認 (1) 検査の実施の確認 ア <u>告示 5 の規定に基づく告示 3 の（１）の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の 5 パーセント以上について、ミバエ類など検疫有害動植物がないことの確認がベトナム植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。</u> イ <u>アの植物防疫官による確認の結果、ミバエ類が発見された場合は、ベトナム植物防疫機関は、この原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以後の告示 3 の（１）の検査を行わないものとされている。この場合において、植物防疫官は、ベトナム植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査することを求めることができるものとする。</u> (新設) (2) 消毒の実施の確認 <u>告示 5 の規定に基づく告示 4 の消毒の実施の確認は、次に掲げる確認がベトナム植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。</u> ア 蒸熱処理施設において、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が一定の上昇率で摂氏 43 度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心部の温度が摂氏 46.5 度に達した後、その温度以上で 40 分間保持されたことの

確認すること。

イ アの40分間において、蒸熱処理施設内の温度が摂氏46.5度以上に保持されたことを確認すること。

(削る)

3 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

(削る)

ア・イ (略)

(2) (略)

4 こん包場所の調査

植物防疫官は、こん包場所について、3の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実のこん包場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該こん包場所について、実地で調査するものとする。

5 輸出の停止

(1) 告示3の(1)の検査の結果、ミバエ類が発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミバエ類が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。

(2) 植物防疫官は、2の(1)又は(2)の確認の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてベトナム植物防疫

確認

イ アの40分間において、蒸熱処理施設内の温度が摂氏46.5度以上に保持されたことを確認

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1)のア並びに(2)のア及びイの確認をしたときは、植物検疫証明書又はその写しの余白に当該植物防疫官の氏名を付記するものとする。

3 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

ア こん包に収納する前に生果実を包装材料(通気孔を設ける場合は、当該通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

4 こん包場所の事前確認

植物防疫官は、こん包場所について、3の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該こん包場所の使用開始前に、当該こん包場所の確認がベトナム植物防疫機関により適切に行われたことを確認することができるものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時ベトナム植物防疫機関に確認を求め、その結果を確認することができるものとする。

(新設)

機関と共同して調査するものとする。なお、ベトナム植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

6 表示

告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。

(1) (略)

(2) 仕向地の表示

ア FOR JAPAN

イ 日本向け

7 輸入検査

輸入検査の手続及び方法は、規則及び規程によるもののほか、次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) (略)

(2) 告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、5の表示が適切になされていない場合、告示6の封印がなされていない場合又は告示6のこん包若しくは束ねたこん包が破損若しくは開ひされている場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、植物防疫官が当該生果実の廃棄又は返送を指示することとすること。

(3) (略)

5 表示

告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。

(1) (略)

(2) 仕向地の表示

FOR JAPAN

6 輸入検査

輸入検査の手続及び方法は、規則及び規程によるもののほか、次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) (略)

(2) 2の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合、5の表示が適切になされていない場合、告示6の封印がなされていない場合又は告示6のこん包若しくは束ねたこん包が破損若しくは開ひされている場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、植物防疫官が当該生果実の廃棄又は返送を指示することとすること。

(3) (略)

附 則

この通知は、令和6年11月26日から施行する。